

税・保険・年金

年金 国民年金の保険料前納割引

保険料をまとめて納めると、1か月ごとに納めるよりお得になります。

前納期間	1か月	6か月	1年	2年
申込期限	随時	4～9月:2月末 10～翌3月:8月末		2月末
引落日・立替納付日	毎月末	4～9月:4月末 10～翌3月:10月末		4月末

前納方法 納付書、口座振替、クレジットカード
納付書での前納が翌々年3月分まで(最大で2年分)の期間に応じた割引額での支払いができます。ご利用の際は、年金事務所へお問い合わせください。

申込書の配布 年金事務所窓口、日本年金機構
ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

申込 枚方年金事務所または口座のある金融機関(口座振替のみ)

☎ 枚方年金事務所 ☎846-5011
ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004

募集

農園 農業体験農園の新規利用者募集

なな 野菜いろいろファーム天野が原農園の新規利用者を募集します。指導員等による栽培講習会に参加し、作物を栽培できます。栽培に必要な農具や種苗等は用意します。

※当農園は利用者が自由に野菜栽培できる「貸農園」ではありません。

農園所在 天野が原町2-52

募集期間 2/1(水)～28(日)

募集区画数 若干数(全30区画のうち継続利用を除く新規利用区画数)

※応募数が募集区画数を超えた場合は抽選となります。

対象 市内在住者

利用期間 4月初旬～令和6年1/31(10か月間)

利用料金 4万4,000円(税込)一括払いまたは月払い(4,400円×10回払い)

申込 応募用QRコードまたはJA支店窓口

JA北河内交野中央支店 ☎892-3001

JA北河内磐船支店 ☎891-5255

当選者には利用者説明会(3月上旬)の開催を予定しています。

☎ JA北河内磐船支店 ☎891-5255



お知らせ

申請 子育て世帯生活支援特別給付金 申請は2/28まで

低所得の子育て世帯に対し、生活支援のため子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。まだ申請をしていない人は早急に手続きをしてください。

給付額 児童1人当たり一律5万円

申請期限 2/28(火)まで

①ひとり親世帯

申請が必要な人

▷公的年金等を受給しており、児童扶養手当が全額停止となっている人

▷新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変する等、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

※いずれも、児童扶養手当の要件に該当する場合があります。

※令和4年4月分の児童扶養手当受給者の人には、すでに給付金は支給済みです。

※児童扶養手当が全部停止となっている人も対象となる場合があります。その他、対象になるか不明な場合はご相談ください。

☎ 子育て支援課臨時特別給付金担当 ☎893-6406

②ひとり親世帯以外

対象 18歳に達する日以後の最初の3/31まで(障がいがある場合は20歳まで)の児童の養育者で、以下のいずれかに該当する人

①令和4年度の住民税均等割が非課税の人

②新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1/1以降の家計が急変し、令和4年度の住民税均等割が非課税である人と同様の事情にあると認められる人

※同給付金のひとり親世帯分を受給した人は除きます。

支給日 申請受付、審査後の翌月末頃振込予定

※対象者・必要書類等の詳細は市ホームページをご覧ください。

☎ 臨時特別給付金推進室 ☎892-0121

傍聴 北河内4市リサイクル施設 組合議会定例会傍聴

日時 2/9(木)14:00～(13:30受付)

場所 北河内4市リサイクルプラザ3階 研修室(駐車場なし)

定員 5人(先着) **申込** 直接会場

※議事都合で日時等が変更になる場合があります。詳細はホームページをご覧ください。

<http://kazaguruma.or.jp/>

☎ 同組合事務局 ☎823-2038

新型コロナウイルス対策のため、催し等の開催を中止・延期する可能性があります。また、催し等に参加する場合も、事前検温、マスク着用、身体的距離確保等の配慮をお願いします。

まちづくり 都市計画の案の縦覧

東部大阪都市計画地区計画(妙見坂地区)の原案が確定したため、次のとおり、原案の縦覧を行います。なお、原案に対して意見を述べたい人は意見書を提出できます。

縦覧期間 2/10(金)～24(金)

意見書の提出期限 2/24(金)まで

都市計画の種類および名称 東部大阪都市計画地区計画(妙見坂地区)

都市計画を定める土地の区域 妙見坂一丁目から七丁目まで、星田二丁目および星田九丁目地内

縦覧場所 都市計画課

注意事項 意見書には、意見を提出する人の氏名、住所、対象となる都市計画案の名称(妙見坂地区)、意見および理由を記載してください。意見書は持参または郵送してください。

提出先・☎ 〒576-8501 私部1-1-1 都市計画課 ☎892-0121

申請 マイナポイント第2弾 マイナンバーカードの申請は2月末まで

1人当たり最大20,000円相当のポイントが付与されます。2/28(火)までにマイナンバーカードの申請をした人が対象で、期限が延長されています。マイナポイントの申込期限については、ホームページ等で改めてお知らせします。

キャッシュレス決済事業者によっては、ポイント申込期限やポイントに係るチャージ・買い物物の期限をポイント申込期限以前に定めている場合があります。ポイント付与のタイミングや条件、有効期限に関する質問等は、総務省の「マイナポイント事業ホームページ」で確認するか、各決済事業者にお問い合わせください。

申請サポートを実施しています

時間 9:00～17:00

場所 市役所別館1階 正面玄関左側会議室 マイナポイントサポート窓口

☎ 市民課 ☎892-0121

防災 住宅用火災警報器の設置調査

市内全世帯を対象として設置状況を調査します。調査方法は、インターネットまたは消防職員が直接訪問します。インターネットでの回答はホームページ(<https://logoform.jp/form/gwvT/126666>)かQRコードから回答してください。なお、インターネットで回答された世帯に対しては直接訪問による調査は実施しません。ご協力をお願いします。※自動火災報知設備が設置されている共同住宅は除きます。自宅が調査対象となるか不明の場合はお問い合わせください。

※消防本部が住宅用火災警報器を販売することはありませんので、悪質な訪問販売等にご注意ください。

☎ 予防課 ☎892-0012



防災 2件の災害協定を締結

物資輸送(トラック協会)

(一社)大阪府トラック協会・東北支部と災害時における物資の自動車輸送に関する協定を締結しました。

これにより災害時の避難所等への支援物資や防災資器材の緊急輸送体制の確保をより一層推進していきます。



被災者相談業務(大阪司法書士会)

大阪司法書士会と災害時における被災者相談業務の実施に関する協定を締結しました。これにより災害時の被災者相談業務を円滑に実施し、被災した市民の皆さんの不安解消、生活復興対策をより一層推進していきます。



☎ 危機管理室 ☎892-0121